

公営住宅法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案要綱

平成八年の公営住宅法の一部を改正する法律による改正前の公営住宅法第十二条の二第一項の規定による

国の補助は、その管理の開始の日から三十年を経過しない公営住宅について行うものとする。